

令和5年度 第4回坂井警察署協議会開催結果

- 1 開催日時 令和6年1月11日（木）午後0時から
- 2 開催場所 坂井警察署 署長室
- 3 出席者
 - (1) 警察署協議会会長以下4名
 - (2) 坂井警察署長以下3名
- 4 内容
 - (1) 警察署長あいさつ
 - (2) 協議会会長あいさつ
 - (3) 議事



- ア 令和6年能登半島地震について
 - (ア) 被災地の状況と警察活動
 - (イ) 当署の対応と管内の被災状況
- イ 意見、質疑・応答等

△委員：令和6年能登半島地震を受け、福井空港では、災害救助部隊のヘリコプターや傷病人を医療機関に搬送するためのヘリコプターが連日発着陸を繰り返しており、空港ロビーには多数のベッドが並べられ、さながら野戦病棟の様相を呈しています。本日は、本地震における被災状況、警察活動の説明を受け、改めて地震の悲惨さを感じましたし、警察の方々の迅速な対応に感銘を受けました。

▲警察：警察では大規模災害が発生した際には、広域緊急援助隊を現地に派遣しています。部隊には、被災者の救助、行方不明者の捜索等を行う警備部隊、緊急交通路の確保等を行う交通部隊、災害犠牲者の身元確認、死因調査等を行う刑事部隊等があります。また、被災者の心のケア等にあたるための女性警察官を中心とする部隊の派遣も行っています。

△委員：警察の方が災害現場で被災者を救助した後はどうしているのですか。

▲警察：被災者を救助した後は、救急隊や医療機関等に引き継いでいます。

△委員：地震が起こったときはパニックになってしまい、何もできませんでした。どうすれば良かったのでしょうか。

▲警察：地震が発生した時、揺れている最中に移動をするということは難しいと思います。屋内であれば机の下に隠れる、屋外であれば倒れてくる可能性のあるブロック塀や灯籠等から距離をとる等して、まずは身の安全を確保し、揺れが収まってから、避難を開始していただきたいと思います。今回の地震では津波警報が発令されましたが、沿岸地域では津波発生のおそれがあるため、決して海や河川には近づかず、高台等に避難をしてください。警察では地震発生時から災害警備本部を設置して、救助の必要な方がいないか、建造物や道路損壊がないか等の情報収集をし、救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等の様々な活動をしていますので、皆様のご協力をいただけると非常に助かります。